

# 令和7年9月12日 予算決算常任委員会 会議録

○日時	令和7年9月12日（金） 午前8時59分～午前10時38分
○場所	議場
○出席委員	津川俊仁、前田栄治、中山功一、河本文哉、井川敦雄、蓑原美百合 尾嶋準一、奥田伸行 秋山修、油本朋也、斎尾智弘、町田貴子 長谷川昭二、阪本和俊、野田秀樹
○欠席委員	なし
○執行部職員等	前田町民課長
○議会事務局	手嶋局長、宇山主事、長谷川事務補佐員

## 〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (8:59)

○津川委員長

皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会を開会いたします。

・議案第70号について、中山委員の質疑に対する答弁保留の回答

○津川委員長

ここで、昨日11日の委員会において、議案第70号、令和6年度北栄町一般会計歳入歳出決算の認定について、中山委員の質疑に対しまして答弁保留がありましたので、回答を求めます。

前田町民課長。

○前田町民課長

昨日、中山委員への答弁保留をしておりました納税貯蓄組合の納付と、それからコンビニ納付の比較についての御質問だったと思います。納税貯蓄組合による収納につきましては、平成21年度まで行っておりました。組合への運営事務補助金というのがありますし、その実績が平成21年度で最終年度になりますが、550万円の負担になっておりました。組合の補助金廃止の翌年度から始まりましたコンビニ納付につきましては、こちら、令和6年度の実績ですけども、主要施策の成果のとおり90万2,000円、コンビニ収納手数料で負担をしております。これによりまして、費用対効果の部分についてはあるというふうに思われます。

また、コンビニ収納の導入によりまして、納税者にとっての納付の機会が広がったこと、それから、そうしたことに対する利便性の向上のほか、町にとっても、仕事が忙しくて税金を銀行に払いに行けないといった納税者の利便性の不満のところの解消にもつながっているというふうに考えられます。以上です。

○津川委員長

中山委員、ありますか。（発言する者あり）

そうしますと、以上で本案に対する質疑を終わります。

執行部の皆さんには御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

(9:00) 【前田町民課長退場】

○津川委員長

元の日程に戻ります。この後、日程第2で予定しております議員間討議において、委員長である私が発言をするため、これより進行は前田栄治副委員長にお任せします。

しばらく休憩します。席を替わります。

(9:01~9:02) 【休憩】

## 2 議員間討議

○前田副委員長

それでは、再開いたします。津川委員長と交代いたしました。

では日程2、これより議員間討議に入ります。議題は風力発電事業の今後についてです。討議の時間は60分以内で、発言は1人3回までとなっています。簡潔な質問を心がけていただきますようよろしくお願ひいたします。また、せっかくの議員間討議でございますので、できれば全委員の発言をしていただきたいと考えております。さらに、発言される方は着座のままで、必ずマイクを使っていただきますようお願ひいたします。

それでは、申出された津川委員から御発言ください。

津川委員。

○津川委員(委員長)

9月5日の日付で風力発電事業の今後についてという議題の下、議員間討議の申出をいたしました。論点といたしましては、北栄町風力発電事業が現在、町の直営事業として長年運営されてきてます。半年後にF I T価格による買取り価格の終了が目に見えておりまして、直営事業としての終了を迎えようとしております。この間、糸余曲折ありましたが、さきの全員協議会において、令和8年4月をめどに北条砂丘風力発電所を民間事業者へ譲渡するとの町の方針が示され、今後、合意形成に向けて調整作業が行われることになっております。

そこで、令和6年度北栄町風力発電事業会計決算において示されました約11億8,000万円の基金、あるいは現金預金が約6億円、そして、有形固定資産約3億6,000万円などの資産がありまして、その有効活用や処分方法について、明日の北栄町にとってベストな方法は何かという論点、観点で議員間討議をし、見識を深め、もしできるのであれば、議会としての方向性を出していきたいということで提案をいたしました。

この資料につきましては、既に皆さんも御承知だと思いますが、風力発電事業会計の貸借対照表、263ページです、決算書の。その中にはっきりと令和6年度末の資産の部として記入されています。

ただ、1点申し添えておきますが、流動負債として未払い金が1億3,300万円程度あります。先ほど約6億円の現金預金があると言いましたが、ここから1億何がしかは令和7年度中に支払いされますので、そういうことも含めたところで皆さんと議論をしたいと思います。以上です。

○前田副委員長

それでは、発言が終わりましたので、皆さんのほうからこの風力発電の今後等について、御発言があればよろしくお願ひいたします。

油本委員。

○油本委員

着座のまま失礼します。今日の議員間討議、企画されたわけですけども、論点のところ最後に、この討議を通じて見識を深め、議会としての方向性を示したい、できればというふうにおっしゃいましたけども、結局、風車は今、町長が8月5日において発表したのは、町として譲渡の方針で進めたいということを明言されたということなんですね。それで、ここにありますように基金11億8,000万円、恐らく今年度積めば最終的に12億8,000万円になると思います、13億円近く。現金預金及び有形固定資産で、そういうのの有効活用とか処分方法というのは、執行部が3月議会、来年の3月定例会で示すも

のであって、それを我々ではなく改選後の議員たちが可決か否決か、それで譲渡になるかならないかが決まるわけというふうに理解しております。

ですから、今日は、たとえ意見を交換してもそれだけでありまして、議会との方向性を見いだすというのは、ちょっと無理じゃないかと思うんですよね。例えば方向性を出すというのであれば、多数決なり、それに類似するようなものをしなければならないと思うんですが、それはちょっと無理があるかと思うんですよ。いわゆる今日の議員間討議におきまして、現存の議員だけで討論しても、ちょっとはつきり意味が見えない、おっしゃる意味に達するかどうか、希望されることがかなうかどうか、ちょっとそれは私にとって疑問でございます。

発議者、ここには申出議員とありますが、提案者及び賛成者の方は、何でそう今、 性急に思われたのかお聞きしたいのと、ほかの議員の方はどう思っていらっしゃるか、それをお伺いしたいと思います。

○前田副委員長

では齊尾委員、お願いします。

○齊尾委員

答えになるかどうかは分かりませんけども、私も賛成議員として、こここの部分についてどういうふうになるだろうかというような疑問はありました。それで、提案者のほうに、申出議員の津川議員のほうに最後はどういうふうな結果を持っていきましょうかみたいなお話をさせていただきました。その中で、今の委員会では最後の結論までは難しいのではないかと。ただ、改選前であるので、皆さんの忌憚のない、風車譲渡に対して皆さんのお意見を賜って、それを次の改選後の委員会なり議員さんに申し送りをするというようなことでいいのではないかということでは話をさせていただいたところでございます。

ただ、皆さんのはうから話の成り行きの中で、最後まで多数決なりそういうものを、賛否を問うべきではないかというような意見が出れば、それはそれでそういうこともあるのかなというふうには思っておりますけども、そこまでは取りあえずは考えていないけども、そういう可能性もありますよというようなことだと思っております。以上です。

○前田副委員長

ほかに、皆さんのはうから今までの御意見に対して何かあられる方。また、今日のために用意してこられたこともあると思いますけども、まず、油本委員のほうから提出者、賛成者の方の御意見をということで、齊尾委員に答えていただきましたので、ほかの方、今までの中で何かあられれば。また、ちょっと時間もあれですので、用意してこられたことがあれば、それも含めた上で発言をいただきたいと思いますが。

15番、野田委員。

○野田委員

要は、今、最初に委員長が、発案者(申出議員)が言われたんですけども、要は、委員で例えば賛成が何ば、反対が何ばで決を採るというんじゃないなしに、こういった基金、基金っておかしいんですけど、ためたお金や、それから資産、そういうったものをこれから町のためにどういった方向でというんですから、いろんな議員の意見があって当然であって、決を採って議員としてこう進めるというんじゃないなくて、こういったいろんな意見が出たけども、議会としてはやっぱりこういった方向で、町にとっていい方向でという、 そういった、何ていうか、ぼわんとしたっていいたらおかしいですけども、ある程度の議会としての方向性を見せればいいとは思うんですけど、どんなもんでしょうか。

○前田副委員長

そのほかの方、何かありますか。

蓑原委員。

○蓑原委員

私は今、資産について処分方法で北栄町にとってベストな方法は何かっていう観点で議員間討議っていう提案なんですけど、その前の部分が私は気になっていまして、譲渡の方向で進んでるんですけど、あまりにも自分が知ってる譲渡先の情報であったり、地元自治会に説明されてるっていう情報ですけども、どんな情報が提供されて、その地域住民の方の反応はどうなのかっていうところも、何か十分に提供されてないように思うんですね。そういう状況の中で、もう譲渡ありきみたいなところで進むのがいかがなものかなと思っています。（「譲渡をするせんの話じゃない」と呼ぶ者あり）ちょっといいですか、話しさせていただいて。

○前田副委員長

いいですよ。

○蓑原委員

そういうところがあります。そして、資産について処分方法はどういうふうに有効活用するかという部分については、基金の部分も町民の方々に基金を設けてますよということは周知してあるわけで、御存じなわけで、その基金の運用をどうするかっていうことは、議会もですけど、住民の方の御意見を伺う必要があるんじゃないかなと思っています。

○前田副委員長

そのほかの方。

中山委員。

○中山委員

私は、民間事業者へ譲渡するという方針が示されたことは歓迎します。というのが、いずれにしても、これが今年度末、来年度かかってすぐの解体になるのか、10年後の解体になるのか、その辺はいろいろだと思いますけど、最終的には解体の必要があるのは間違いないです、時期は置いておいて。その解体に係る費用を町が基金という形で蓄えてるわけですけれども、それを丸々使うのではなく、譲渡したことによって、年間、計画上ですけれども1億円が入ってくる。課長の言葉を使えば、ところてん式に入れ替わっていくということですので、と考えれば、1億円ずつ毎年使うことができるお金が生まれるということです、町にとって。最終的な処分のときには、それが10年後であれば、譲渡先の企業が全て持つことになるでしょうし、仮に3年後で3億円しかなかったということになれば、3億円はそちらの資金、そして町が蓄えているこの11億円の中のところてん式で残った部分を充当してするわけですから、町にとって何らデメリットはないであろうと思います。これによって、反対してた方にとっては撤去されると見てた時期が延びるので、それについてはあるかとは思いますけれども、町の財政を見たときに、この譲渡に向けての動きというのは歓迎していいんじゃないかなというのが私の考えです。

○前田副委員長

ありがとうございます。

そのほかの方は。

河本委員。

○河本委員

まず前提の議会としての方向性ということは、特に、何ていうんでしょう、イメージとしては判断材料の情報の材料を増やすような意味合いでいいのかなと思っておりました。なので、全体的にこの方向で行くっていうのは、今日は特に、ざっくばらんな感じでいいんじゃないかなと思っております。

その上で、私はリスク重視派なので、譲渡という方針が出てますけども、解体のほうがいいと私自身は思っております。というのは、やっぱり山陰道が近いので、あそこを通るたびに、ちょっと近過ぎるっていつも思います。そういう経済合理性のお話の前に、ちょっとリスク、ちょっとあまりにも何か起きてからでは、いや、もう知りませんっていうことはできないと思うので、特に道ができたら心理的にも、物理的に近いというのもありますけども、町内だけじゃなくて、不特定多数の人が通ります。そういう人、車で通る人のことを考えると、ちょっと慎重に行きたいなっていうのが現時点での意見です。以上です。

○前田副委員長

ありがとうございます。

そのほかの方はどうでしょう。

阪本委員。

○阪本委員

実は、譲渡の話が出てきた頃から、前田副委員長も先回の特別委員会のときに譲渡反対という話は全く聞いたことがないというような話をされましたけども、私はかなり前から北条の東側の集落の人たちは、もう半分以上反対しとるというような話を聞いたことがあります。それでも、この間、聞くところによると、近いうちに何だか東新田場ですか、そこで説明会があるけえ、聞きに来てごせいやという話がありました。行政側の説明と地元の人たちの話にすごく乖離があるんですよ。それがちょっと心配で、譲渡するものが悪いとは思いませんけども、やっぱり十分に理解した上で、やっぱりこういう議論をしないと、あっちの話、こっちの話、だけ集落で説明を受けた人たちいうのは、今、執行部が提案しておられるように、毎年1億円、基金として積むから、まあいいじゃないかと。それだけ聞いとると、確かにええなと思うんですけども、やっぱり反対しとる人たちの内容は私もよう分からんので、近いうちに東新田場でその話があると、やっぱり議員もそういうところを積極的に参加させてもらって、どっちの言うことが正しいのか、やっぱり確認する必要があると思いますよ。人の話ばっかり聞いたって、私たちもここで議論するだけの情報を持っておりませんので、やっぱり議員も努力せないけんと思うです。よろしくお願いします。

○前田副委員長

ありがとうございました。

そのほかの方。

尾嶋委員。

○尾嶋委員

風車ができて大方20年たちます。その後、町長が譲渡をするという方向性を出していただいたので、自分としては譲渡賛成派です。細かい資産とかどうとかは自分、ちょっと分かりませんけども。それと、阪本委員が言われた地元の説明会、8月30日の日に西新田場自治会で町の職員とエナテクスの社長やみらい電力の社長も来られて説明がありました。それを聞く限りは、やっぱり譲渡されるほうも住民のためとか町のためとかで一生懸命、いろんなことを考えておられるということをお聞きしましたんで、新田場としても、何か反対の意見もほとんど出なかつたんで、譲渡のほうで自分は行っていただきたいと思っております。以上です。

○前田副委員長

ありがとうございます。

そのほかの方は。

長谷川委員。

○長谷川委員

そもそもこの風力発電は、もう撤去をするということが決まっていて、そのためにその撤去費用を積み立ててきているわけです。突然に譲渡という話が昨年頃から出てきて、そのことがどんどんどんどん前のめりで進んでるんですけれども、以前からありましたし、昨年の12月定例議会では、住民の方の中から撤去をしてくれと、迷惑施設だと、健康被害があるんだというふうに陳情がされているわけです。

経済行為っていうのは、やっぱり住民の安全、それが確保された上でのことであって、幾ら経済的に有利になるからということでいっても、やっぱり住民の安全が第一、それが町としての一番重要な仕事であります、福祉の増進ということですね。そういうことを無視してまで譲渡しなければならないのかということなんですね。利益があるとかないとか、経済的に、そういう問題じゃないんですよ。ほかに町民のために施策が講じられるって言つたって、じゃあ、その犠牲になる方はどうなんですかっていうことなんですよ。以前から私、言ってますように、前町長から引き継いで今の町長もやっておられるんですけども、SDGsの考え方はずっと残ってると思います。誰一人取り残さない。だとすれば、やっぱりそうした健康被害を訴える方、それからもう一つは、山陰道があまりにも近過ぎるんですよね。これまでの、やっぱり他地域の風車の事故、それから今の環境の激変ですね、暴風雨っていうのが非常に強化してきている。この前の静岡での竜巻とか、ああいうようなことが起きるわけですよね、これからは。だから、そういう中での風車を動かし続ける、あの位置でっていうのは、非常に危険性を伴う。それでいいのかというふうに私は思いますんで、やっぱり当初の計画どおり撤去するために、この基金というのは、経費っていうのは残しておくべき、確保しておくべきと、そういうふうに思っております。以上です。

○前田副委員長

ありがとうございます。

そのほかの方。

阪本委員。

○阪本委員

以前から私も撤去したほうがいいということを言ってきましたけども、常任委員会で青森、岩手県を視察したときに、撤去費用は幾らぐらい見込んでおられますか(と聞いたら)、5,000万円で根こそぎ撤去しても足りるような話でした。うちの場合は、結局、更新するという話のときに基礎部分は残しておくと。その上で1億円かかるというようなことがあったんですね。ところが、いろいろ情報を集めてみると、5,000万円よりもっと安くできるんじゃないかと。何で、北栄町の風車は1億円もかかるんかという疑問を持ってずっと来ました。ですから撤去とした場合、もっと特定の業者じゃなくて、もっと広く、できれば日本中の業者でも競争入札をして撤去してもらうやなことでも考えたほうがいいじゃないか。やっぱり事故のリスクは必ずあります。耐用年数が過ぎた機械は、メンテナンスがよくて部品がみんな新品同然だという説明はありましたけども、これだけの異常気象が続くと非常に不安なんですよ。そういうこともやっぱり検討の中に入れてほしいなど私は思います。

○前田副委員長

そのほかの方。

秋山委員。

○秋山委員

譲渡するのにいろんなことを検討しなきゃいけないと思うし、それを検討するための材料の一つとして今日の議員間討議が開かれてると思うので、そういう方向性の判断は、次、執行部の提案がなされたときに議員が決めればいいことだと思ってます。

その前に、事故のことが今、幾つか出たんですけども、そのことはそのことでまた討

議をするとして、私は経済性というか、お金のことで少し気になるところを話をさせてもらうと、まず、譲渡が無償譲渡だということで話が進んでるんですけども、本当に無償譲渡でいいのか。価値ある財産を公が民間に出すときに、無償譲渡っていうのは大原則に反するじゃないかなと思っています。その一つに、ここに今、最初に申出議員のところから話があったように、設備の価値だとか、直接には関係ないですけども、手持ちの現預金だとか、基金の残高だとか、そういうことも考えていかなきゃいけないわけで、そうしたときに、基金とか現預金だとか未払い金だとかの考慮の話が論点の中に出てるんですけども、もう一つ、建設仮勘定っていうのが少しの金額あるんですよ、2,700万円、3,000万円ぐらい。これ、3月の決算のときにも2,700万円で計上してあって、来年の令和8年の3月末の決算のときも同額で計上してあるんですけども、本来は多分今期に建設仮勘定から本来の資産勘定に移る内容のものだと思ってるんですけども、そういうところの内容は確認していないんですけども、そういういろいろな金額のことについても確認をしながら、事故のリスクなんかも含めたものと一緒に私たちの判断材料にして判断していくのが次のステップだと思うので、私たちが考慮しなきゃいけない項目で抜けているものはないだろうか、検討するのに抜けているものはないだろうかというようなことを、何か出したほうが意義があるような気がします。瑕疵担保責任なんかはどの程度あるのかなとか、そういうようなことも気にはなりますし、それは譲渡契約の中で盛られることなんんですけども、譲渡契約の素案みたいなものが早く議会に示されることを希望しますね。以上です。

○前田副委員長

ありがとうございます。

そのほかの方は。

町田委員。

○町田委員

今、譲渡の方向に向かってるわけですけれども、やはりまだいろんな問題が残されて、それとリスクもあると思うし、今の時点では資産のいろいろ処分方法とかっていうのはちょっと考えられないで、そのまま保留っていうか、積立てに置いといたほうがいいのではないかと、いろんなことがまだまだこれからあるので、処分方法とか有効活用とかっていうのは、もうちょっと先になるのではないかと思いますが。

○前田副委員長

そのほかございませんでしょうか。

井川委員。

○井川委員

今いろいろと譲渡する、しないというような皆さんのお意見があったんですけど、私も個人的には、この譲渡されるということには賛成の立場であります。ただ、そこにも一点、地域住民の方以外の方からでも、やはり今できてる山陰道とあまりにも近過ぎると。万が一のとき、町が譲渡したから、じゃあ、もうこれで私たちは関係ないよということにはならんだろうと。そういうときの、やはり問題も十分に考慮して、このことは考えないけんっていうのをいろんな方からお話を聞きます。実際にはそうなんですけども、じゃあ、これでどっちって決まったときには、それはそれでやるんですけども、やはり今、積み立ててある基金っていうものについては、やはり私は、これは残しておくべきであろうというふうに思います。実際、町長が答弁されますように、譲渡して、この基金がいろんなことに使われるということは、本当に町民にとっても、今いろいろとあります例えば地域の問題として、子育て支援とか医療・福祉の問題とか、老朽化したインフラ対策等、いろんなことがありますけども、じゃあ、それに使っちゃったらもう今度はその基金というものは使えばなくなってしまうと。いや、実際にそういう、例え

ば今度はこの風車の問題とか、あるいは、今本当に言われていますいろんな災害が全国各地で起こっております。それとか景気の問題とか、そういうときに、じゃあ、実際、町として何ができるかというと、やはりこういう基金というものは本当に大事な、今まで積んであるお金というのは大切なものですんで、やはりそういうことに使わず、やはり残しておいて、町として将来っていいますか、次世代の選択肢を残しておく上にも、こういう基金というものは私は残していくべきだろうというふうに考えております。以上です。

○前田副委員長

そのほかの方は。

奥田委員。

○奥田委員

私も基金は残しておくべきだというのは、それは当然だと思ってますし、ただ、本来は撤去するということで基金を積み立ててきたということもありますし、あと、皆さんも御存じかもしれませんけど、10Hルールっていうのがありますし、いわゆる道路や建物に対して風車の高さの10倍は空けないけんっていうルールがございますので、私は当時のもので多分耐用年数が20年、今のもので耐用年数が50年とも言われてますが、やはり先ほどからも出てますけど、山陰道に明らかに近過ぎると。耐用年数超えたものをそのまま稼働させてよいのかというのは、ちょっと科学的にも疑問に思う点ございますし、それに、やはりどれだけの野鳥があの辺を飛んでるかっていうのは分かりませんが、やっぱり野鳥に対する被害、中には貴重な鳥類もいるかと思いますので、やっぱりそういういたものも考えますと撤去するのがいいではないかと思いますが、仮に譲渡するにいたしましても、先ほど同僚委員のほうからありましたけど、果たして本当に無償でいいのかっていうところは、やっぱりそこは再度検討をすべきでないかと思います。以上です。

○前田副委員長

ありがとうございます。

一通り皆さんの御意見はお伺いしましたけども、まだほかにあられる方、ないですか。

津川委員。

○津川委員

たくさんの御意見を頂戴して、本当にありがたいなというふうに思いました。

私がまず、この提案をさせていただいた理由の一つは、風力発電事業会計の決算の審議のときだから今、出しました。なぜ今なのか。来年の4月、3月には令和7年度の会計が終わります。本来であれば、この事業会計もう1年ぐらいは残るにしても、事業がなくなれば、この企業会計はなくなるっていう予定でしたが、譲渡にしてもなくなるんですよね。1年ぐらいは残務整理があるんで残りますけど、そういうタイミングで議員が資産の処分に関わる場面が1回だけは恐らくあると思うんです、特別会計の決算認定なのか、予算認定なのか分かりませんが。そのときに、この今日の数字、今回の決算の数字を基にした判断をすることが必要になるから、今回の貸借対照表なりの数字、損益計算書の数字は皆さん頭に入れておいていただいて、だからこうなんだという理論武装をしてほしいっていうのが一点ありました。

それと、この4月、3月にそういう譲渡するとかしないとか、条件はどうなのかっていうときにも、この決算の数字があってこそその結論になると思うんです。ベターなのか、ベストなのか、バッドなのか。そういう意味でも、判断する議員という立場で数字のことだけはちゃんと押さえておきましょうねっていう提案もあってのことです。今、このある風車が乗ってる土地が何ぼの評価額だいや、これ見りや分かるじゃないですかって

いうふうなことで、行政が進めてる交渉に対してイエス、ノーを言えるための理論武装をして臨んでほしい、そのための一つの材料としての議員間討議に位置づけていただけたらと思います。この議論の中で、おお、ほんだほんだ、やっぱり譲渡はいけんでとかね、ええでとかって、一つの意見にまとまるようなことだったら、決算の認定に当たって附帯決議をつけたりだとかなんとかっちゃんなことも遠目には見とったんですけど、恐らくそういうことはできんだろうなとは思ってましたんで、油本委員のほうから最初に質問のあったことについては、そこまでの方向性を示したいというような高望みまでは思っていませんでした。ただ、やはり企業会計の決算に当たって、数字はきちんと押さえましょう、それが譲渡されるとかされないとかっていう問題がこれから抱えている以上は、やはり議員も数字はきちんと押さえた上で結論出しましようっていうことでしたんで、またそのことも皆さんとも共有していきたいなと思います。以上です。

○前田副委員長

油本委員。

○油本委員

申出の方から意見を承りまして、大体の基本の意図は理解させていただきました。私の意見、改めて述べさせていただきますね、ここで。まだ2回目ですから。

先ほどから出てますのを整理しますと、まず、阪本委員からありました住民の声を聞くべきではないかということがありました。改選後の予定なんですけども、一応、構成の予定ですが、広報広聴委員会というのに議員全員が入るということに一応今、予定されております。その広聴機能というのを活用いたしまして、向こうの声を待つんではなく、我々が関係自治体に出向いて、その当事者たちの声を拾えば、よりビビッドなものを作ることは得ることができる。それによって、この3月議会のイエスかノーか、この判断基準にできるということに思います。さらに、この譲渡に反対か、賛成か、これに関する請願なり陳情なりも、今後12月、そして3月定例会ございます、それ出てくる可能性もゼロではありません。そういうのも真摯に我々検討しながら、住民の声、先ほど阪本委員言われました、大切なものを拾っていくべきと私は考えます。

次に出てきましたのは、山陰道との距離でございます。私が一般質問で常々述べておりますように、1号機から9号機までの距離、今、私の手元にございますけども、皆さん御存じかとは思いますが、ある程度。例えば1号機ですよね、これが地域整備課の発表によりますと、私の一般質問のときの回答です、6月の。1号機、これ山陰道のバイパス、新しくできるとこの端から、一番近いところから風車まで39.5メートルです。2号機、63.2メートルで順々に行きまして、一番離れた距離で9号機、68.1メートル、その間は大体、その間を40メータ一台とか50メータ一台ございます。そんなもんです。考えてみてください、39.5メートル、どういうものなのか。もちろん皆さん御存じだと思いますが、風車の高さ、現存の風車、今、最高到達点103.5メーターでございます。39.5メーターというのは、これは今じゃなくて一般質問のときに使おうと思ってた言葉なんですけども、町長は野球やってらっしゃいました。皆さんも野球やってらっしゃる方もあったと思うし、野球場行ったことある方もあると思う。ピッチャーのプレート、マウンドな、それとホームベース、その距離が18.44メートルなんですよ。2倍したら36.88メートルで、1号機とバイパスとの距離が39.5メートルということは、バッターボックスなり、キャッチャーから見て二塁ベースのすぐ後ろに103.5メートルの風車が立ってるんですよ。そういうところであなた、野球できますかと。一番遠い距離の68.1メートルの9号機及び40メータ一台、50メータ一台、いろいろありますけども、外野のフィールド、内野と外野、レフト、センター、ライト、この位置にずらすらっとそういうレベルのものが立ってる。そこであなたは野球できますか。あなたの子どもさん、お孫さんを野球させる気持ちになりますか、私はこれ聞きたかった。皆さん、まずそれを、距離感

を理解していただきたい。もちろんこれは危険である、私も思います。

距離に関して、昨年、民経の常任委員会で岩手県に行きました。あのとき資料、当時の委員の方はまだ持つてらっしゃると思いますけども、風車を建てていい距離、そうじゃない距離、介すべき距離というのが、河本委員からも出ました。さらに奥田委員からも10倍を取るべきであろうということも出ました。その件に関して、岩手県では陸上風車発電事業に係る建設影響評価ガイドラインの概要というものを冊子作ってまして、我々は一部ずつそれを頂戴いたしました。それによりますとレッドゾーンというのがありますと、そこは環境保全上の支障を防止するため、対象地域に掲げることを含まないことということで、住居等から1キロメートルの間は、要は陸上風車、建てるのは御遠慮くださいということを、その資料を頂いてきました。民経の委員、全員持っている。その意識は共有していると思います。ですから、いかにその距離が危ないものかということを認識していただきたいと思っております。

それと、災害対応のことを井川委員からも出ており、長谷川委員からも出ております。もちろんおっしゃるとおり、この数日間、竜巻等が出ております。思わぬそういった災害が起こりかねない、何が飛んでくるか分からぬ。車のドライブレコーダーの映像がニュースで出ていました。車の前後からいろんなものが飛んでくる。そういうことも一応これ考えておくべき、リスクは可能な限り回避するべきというのを私は思っております。これも私の譲渡に反対の材料です。

さらに、秋山委員、そして奥田委員から無償でいいのかというのが出てまいりました。私もそれ非常に疑問に思っております。昨日、委員会の中で私が担当課長に質問いたしました。令和6年度ブレード修理費、これが2,690万円余り出ております。それは運営している風車が健全であることを裏づける数字なのかというふうに私が問うた場合、彼はそれは肯定しました。ということは、そういった健全な風車を無償で、無償ですよ、譲渡してしまうというのは、これも一般質問で言おうと思ってたんですけど、町にとって不利益を与えるものなんじゃないんだろうか。たとえ譲渡するにしても、それは考え直すべきじゃないだろうか。これ、私はそう思っております。

それと、あと撤去費用の件、阪本委員から出ております。今回、令和6年度当初予算で解体撤去設計委託料、これを8,800万円計上しております。同年度6月だったかな、それを7,500万円か何か執行して、その結果、8億5,000万円というふうに東洋設計さんが見積りしております、東洋設計さんです、多くは申しません。ですから、8億5,000万円の解体撤去費用、恐らく実際に、同僚委員からもございましたけども、全国レベルなり、ある程度近くのあるところで入札をかけた場合、8億円、これ切ってくるでしょう。となると、今ファンドしてある解体撤去のための費用、恐らく令和7年度末、来年3月には13億円近く、これがファンドできると思う。その中で、例えば7億8,000万円使ったところで5億円余るんですよ。5億円ということはどういう金額かといいますと、風のまち基金に毎年5,000万円、これ繰り出しますよね。その10年分に当たるんですよ。結構潤う金額だと思うんです。

ですから、私はもう極端な言い方すれば、そういうことを考えれば、危険性なり、財政の面なり、住民の声を聴くなり考えるんであれば、今、ちょっと風車の譲渡に関しては、私はネガティブな立場を取らざるを得ないということを私は申し上げたい。以上です。

○前田副委員長

そのほかはございますでしょうか。

中山委員。

○中山委員

私も2回目です。今、油本委員が言われた次期、広報広聴の常任委員会、この活用に

については大賛成です。やはり住民の声をしっかりと議員が聴くという姿勢を持つ必要がありますし、それを判断材料にするというのは必要なことだと思います。

資産、有形固定資産が約3億6,000万円。現金については、これが現金のまま譲渡されるとは考えられませんので、無償譲渡という形の中には、この3億6,000万円が含まれるんだろうと思います。この3億6,000万円を無償でいいのか、町に対してデメリットを与えるのではないかということについては、先ほど解体費用が8億5,000万円、別の業者に頼めばさらに下がる可能性もありますし、視察に行かれた結果からすると5,000万円と考えても、9基ありますから4億5,000万円。これは譲渡される企業が負担すべきものになります。そこに対して、3億6,000万円の試算をしたところで、まだ1億円近くを企業は負担しないといけない。マイナスなわけです。結局、譲渡を受けるということは、企業にとってマイナスでしかないけれども、それでも譲渡してほしい。それを活用する意図がある、地域に貢献させられるテクニック、技術を持っているということを考慮しての譲渡だと思いますので、私はこれは無償譲渡で何ら問題はないであろうと思います。そのことによって解体費用が丸々使えるようになるのであれば、それは町にとって大きなメリットだと思いますし、それから、よく行政と業者との間で行われるのは、何ていふんですかね、下請というか、出すときに備忘録価格で譲り渡すということはよくありますので、今回も完全にゼロではなく、請けられる企業のほうがこの時期にこの価格で受け取ったという、忘れない程度の価格で譲ることについては、何ら問題がないのだろうなというふうに私は考えております。以上です。

○前田副委員長

そのほかの方、ほかにあられますでしょうか。

斎尾委員。

○斎尾委員

先ほど来から、住民の安全とか環境の問題とかというような御意見もございました。それについては何にも否定することはありませんし、それについては配慮をするべきであるというふうに思っております。それでじゃあ、安全とか環境についての配慮っていうのはどういう範囲ですかということを考えるんですね、私は。と申しますのも、近年のゲリラ豪雨、関東でも大雨が降っておりました。最近でも九州の鹿児島とかあちのほうでも大雨、ゲリラ豪雨、こういうようなことで今、日本全国あちこちで天気予報を見ますと赤い大雨のマークがあちこち出ております。これって、もともと昔はなかったわけなんですね。この原因はそもそも何かっちゃうと、要は地球温暖化が原因ではないかというふうに言われております。この小さい自治体で環境問題を一生懸命やっても詮ないではないかというような御意見もあるかとは思います。しかしながら、こういう自治体があえてやってるんだということを世の中に発信して、この北栄町が全国を引っ張っていくぐらいのこともできるんではないかと、そういうふうに思っております。

ですので、じゃあその地域の、だからといって地域の住民の安全を、健康を、環境をないがしろにしてもいいかっていうふうには言えません。ただ、そのところをどういうふうに考えるかっていうところも今後、議論の中心になるのかどうか分かりませんけども、ぜひそういうところも考えていくべきではないかと思っております。私は地球規模、こういうところで各議員がこの環境問題っていうことを考えていただけたら、いい解決方法が出るんじゃないかなと、こういうふうに思っております。以上です。

○前田副委員長

そのほかございますでしょうか。

蓑原委員。

○蓑原委員

私は、先ほど秋山委員から発言がありましたけど、今後、今、議会として考慮すべきことは何なのかとか、抜けているものはないのか、そういう部分が大事かな、議員間討議できたらなと思います。多くの委員がおっしゃっているように、住民との意見交換、そういう部分を一つ実施できるといえば、そういう部分があるのかなと思いますけれども、この風力発電事業の今後についてということで、自分たちが考慮すべきことは何なのか、抜けてることはないのか、そういう部分で基金をどういうふうに、住民の方に説明なく使用してもいいものかとか、そういう部分についても意見交換できたらなと思います。

○前田副委員長

そのほかの方、ほかにあられますでしょうか。

それでは、ないようですので、これで議員間討議は終わります。

それでは、委員長と交代のためしばらく休憩します。

(9:55~10:14) 【休憩】

### 3 付託議案の審査（討論・採決）

○津川委員長

休憩前に引き続き再開します。

日程3、付託議案の審査に入ります。

これより各議案に対する討論と採決を行います。なお、議長は本委員会委員ではあります、申合せにより採決には加わらないとなっておりますので、申し添えます。

（1）議案第70号 令和6年度北栄町一般会計歳入歳出決算の認定について

○津川委員長

初めに、議案第70号、令和6年度北栄町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

私は、議案第70号、令和6年度北栄町一般会計歳入歳出決算の認定については、反対の立場で討論を行います。

理由としては、1に窓口庶務業務の民間委託は偽装請負や個人情報漏えいのおそれがあること。2に、正規職員から会計年度任用職員への置き換えが進み、賃金格差が大きくなっていること。3に、マイナンバーカードの普及事務については、給付金受け取り口座の誤登録、個人情報の漏えいという重大な問題が起きていることや、約9割の医療機関がマイナ保険証のトラブルに見舞われていること。4に、青山剛昌ふるさと館再整備事業など、観光振興事業が重点的に進められる一方で、過疎地域の交通弱者など住民生活を支える施策は十分に進んでいないこと。5に、保育職員は非正規雇用が多く、雇用待遇に格差があること。6に、学校給食では偽装請負の疑いがある調理の民間委託が行われていること。7に、貧困と格差が広がり、物価高騰が子育て家庭の家計を直撃している中、健全な食生活の確立のための給食無償化や奨学資金の支援など、教育の機会均等を保障するための支援策が不十分であること。8に、耐え難い負担となっている国民健康保険税、後期高齢者医療保険、介護保険の保険料、利用料などを軽減するなど、町民の暮らしと健康を支える施策が不十分であること。

以上、主な理由を申し上げて討論といたします。

○津川委員長

ほかに討論はありませんか。よろしいですか。

蓑原委員。

○蓑原委員

私も、議案第70号、令和6年度北栄町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

本決算における不用額は5億8,644万円と非常に大きな金額となっております。町長答弁では、道の駅ほうじょう等、大型事業に関する繰越金が含まれている。また、予算は緊急対応に備えるための措置である。必要時、補正予算で議会提案している。また、この不用額を繰り越してから必要な部分に使用していきたいとの答弁でした。しかしながら、実質的な不用額は多額に上ります。この額は町民の暮らしに直結する施策、例えば子育て支援、高齢者福祉、自治会からの地域要望への対応など、十分に活用できる規模です。予算は町民の大切な税金であり、使われなかったからといって問題がないとは言えません。むしろ必要な支援が届かなかつた可能性を真摯に受け止めるべきです。予算の柔軟な執行や補正による対応が十分であったのか、疑問を感じざるを得ません。また、決算審査において、執行状況の説明責任や事業の成果に対する検証が不十分であると感じる場面もありました。町民の納得と信頼を得るために、予算の使途と成果を丁寧に説明し、次年度以降の改善につなげる姿勢が不可欠です。

以上の理由から、私は本決算の認定には賛成できず、反対討論といたします。

○津川委員長

そのほかございませんか。よろしいですか。(討論なし)

そうしますと、討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立] (11人)

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

(2) 議案第71号 令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○津川委員長

次に、議案第71号、令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

議案第71号、令和6年度北栄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、反対の立場で討論を行います。

保険税、自己負担が高く、暮らしを圧迫しております。国の負担割合を大幅に引き上げること、町独自の減免制度を設けるなど、被保険者の負担を軽減し安心して医療を受けられるための施策が不十分であることが理由であります。以上で討論といたします。

○津川委員長

ほかに討論はございませんか。よろしいですか。(討論なし)

討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立] (12人)

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

(3) 議案第72号 令和6年度北栄町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
○津川委員長

次に、議案第72号、令和6年度北栄町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

私は、議案第72号、令和6年度北栄町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、反対の立場で討論を行います。

介護保険制度が始まって以来、利用者への負担増と利用抑制をもたらす改悪の連續であり、サービス取上げの中止と利用料、保険料の減免を行うなど、必要な介護が保障される制度にすることを求める立場から、本案に反対するものであります。以上です。

○津川委員長

そのほか討論はございませんか。ありませんか。(討論なし)

討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立] (12人)

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

(4) 議案第73号 令和6年度北栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○津川委員長

次に、議案第73号、令和6年度北栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

私は、議案第73号、令和6年度北栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、使用料の引上げが繰り返され、県内他市町村に比べても非常に高くなっています。特に年金暮らしなど所得の低い人にとって耐え難い負担となっていることに加えて、物価高騰などで苦しい町民の暮らしを守るために、使用料の引下げを求める立場から、反対をいたします。以上です。

○津川委員長

そのほか討論はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立] (12人)

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

(5) 議案第74号 令和6年度北栄町栄財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○津川委員長

次に、議案第74号、令和6年度北栄町栄財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。(「なし」と呼ぶ者あり)

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

(6) 議案第75号 令和6年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計歳入歳出決算の認定の認定について

○津川委員長

議案第75号、令和6年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。ございませんか。(討論なし)

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

(7) 議案第76号 令和6年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○津川委員長

次に、議案第76号、令和6年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

私は、議案第76号、令和6年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、反対の立場で討論を行います。

保険料軽減特例の廃止や低所得者に対する保険料の軽減措置を縮小するなど、高齢者への医療差別と際限のない負担の押しつけが行われています。国費投入による抜本的な制度改革を求める立場から、本案に反対をするものであります。以上です。

○津川委員長

ほかに討論はありませんか。ございませんか。(討論なし)

討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立] (12人)

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

(8) 議案第77号 令和6年度北栄町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○津川委員長

次に、議案第77号、令和6年度北栄町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する討論を行います。ございませんか。(討論なし)

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

(9) 議案第78号 令和6年度北栄町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○津川委員長

次に、議案第78号、令和6年度北栄町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する討論を行います。

長谷川委員。

○長谷川委員

議案第78号、令和6年度北栄町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、議案第73号と同様の理由により反対をするものであります。以上。

○津川委員長

ほかに討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○津川委員長

討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案は、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立] (12人)

○津川委員長

起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

(10) 議案第79号 令和6年度北栄町風力発電事業会計利益の処分及び決算の認定について

○津川委員長

次に、議案第79号、令和6年度北栄町風力発電事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する討論を行います。ございませんか。（討論なし）

○津川委員長

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

(11) 議案第80号 令和7年度北栄町一般会計補正予算(第5号)

○津川委員長

次に、議案第80号、令和7年度北栄町一般会計補正予算(第5号)に対する討論を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しまし

た。

(12) 議案第81号 令和7年度北栄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
○津川委員長

次に、議案第81号、令和7年度北栄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(13) 議案第82号 令和7年度北栄町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
○津川委員長

次に、議案第82号、令和7年度北栄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(14) 議案第83号 令和7年度北栄町栄財産区特別会計補正予算(第1号)  
○津川委員長

次に、議案第83号、令和7年度北栄町栄財産区特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(15) 議案第84号 令和7年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計補正予算(第1号)  
○津川委員長

次に、議案第84号、令和7年度北栄町大栄歴史文化学習館特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(16) 議案第85号 令和7年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

○津川委員長

次に、議案第85号、令和7年度北栄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(17) 議案第86号 令和7年度北栄町下水道事業会計補正予算(第1号)

○津川委員長

次に、議案第86号、令和7年度北栄町下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、採決を行います。本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託された17議案の審査は全て終了しました。ありがとうございました。

#### 4 協議事項

(1) 予算決算常任委員会審査報告について

○津川委員長

そうしますと、日程4、協議事項に入ります。

(1)の予算決算常任委員会審査報告について、委員会報告の書式については、案として提示してあります。この表に先ほど決定した原案認定及び原案可決という文字をそれぞれに入れて提出するということでよろしくございますか。

中山委員。

○中山委員

2ページの議案第83号ですが、北栄町栄財産区のところが間違っておりますので、こちらを訂正していただいて、先ほどの文を加えていただければと思います。

○津川委員長

ありがとうございました。字が間違っています。訂正してそのように提案させてください。

そのほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

では、そのようにさせてもらってよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

ありがとうございました。気づきました。

(2) 閉会中の継続調査申出書について

○津川委員長

引き続きまして、(2)閉会中の継続調査申出について、資料として3ページにつけてお

ります。事件として、予算決算常任委員会の所管する事項。理由、閉会中も引き続き調査研究をする必要があると認めたためというふうに申出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○津川委員長

御異議なしと認めます。

## 5 その他

○津川委員長

次に進みます。日程5、その他です。事務局のほうでは。

○手嶋局長

特にありません。

○津川委員長

皆様のほうで。

油本委員。

○油本委員

失礼します。先ほどの委員会審査報告書の中で、結果をそれぞれ書き込んで出すというふうにおっしゃいました。そのときに、一番上の「案」というのを消すというのを言っておられませんが、これは言われなくていいんでしょうか。

○津川委員長

ありがとうございます。「案」は消した上で提案をさせていただきます。そのようにお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）

そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

## 6 閉会 (10:38)

○津川委員長

そうしますと、以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

※この会議録は要点筆記である。